

3 身近な自然と快適で潤いをもたらす環境の保全と創造

現状

1 身近な自然環境の保全

農山村地域等の里山、水田・畑などの農用地や集落などには、多くの生物が生息していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農用地等の維持管理が困難になり、環境保全の機能が低下している地域もあります。

一方、都市域及び都市近郊では、住民のよりよい生活環境を確保するため、公園や緑地等を整備・保全して、安らぎのある快適な生活空間を創造していく必要があります。

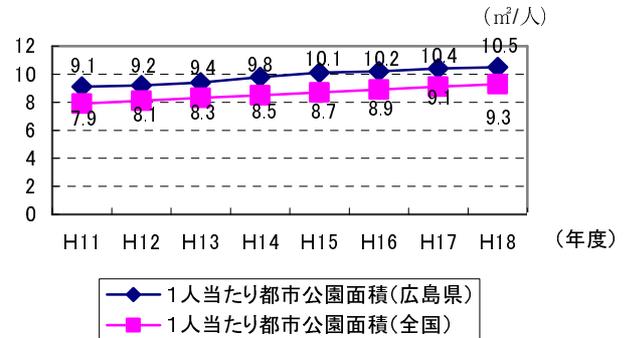


プレジャーボート放置等禁止区域に放置された船艇

また、都市の主要なみどりを構成する街路樹についても、都市景観の美化、緑蔭の提供による安らぎや快適性の向上、防塵、防風等の効用、空気の清浄化等の働きや公園・緑地を結ぶ生態空間として、重要性が認識されつつあります。

河川、溪流、海岸などの水辺については、人々が親しみやすく、憩いの場となるような水辺環境の整備を進める必要がありますが、全国1位のプレジャーボート保有県として、適切に係留されていない放置艇があることなど、沈廃船等による海域環境への悪影響が発生しています。

1人当たり都市公園面積



資料：県都市整備課

2 優れた景観、歴史的・文化的環境の保全と創造

本県は中国山地の自然美、瀬戸内の多島美、水とみどり豊かな田園景観、歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観など優れた景観を数多く有しており、これらを県民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

また、これら優れた景観の保全と創造には、地域に密着した市町の果たす役割が大きく、市町を主体とした景観施策の推進が必要です。



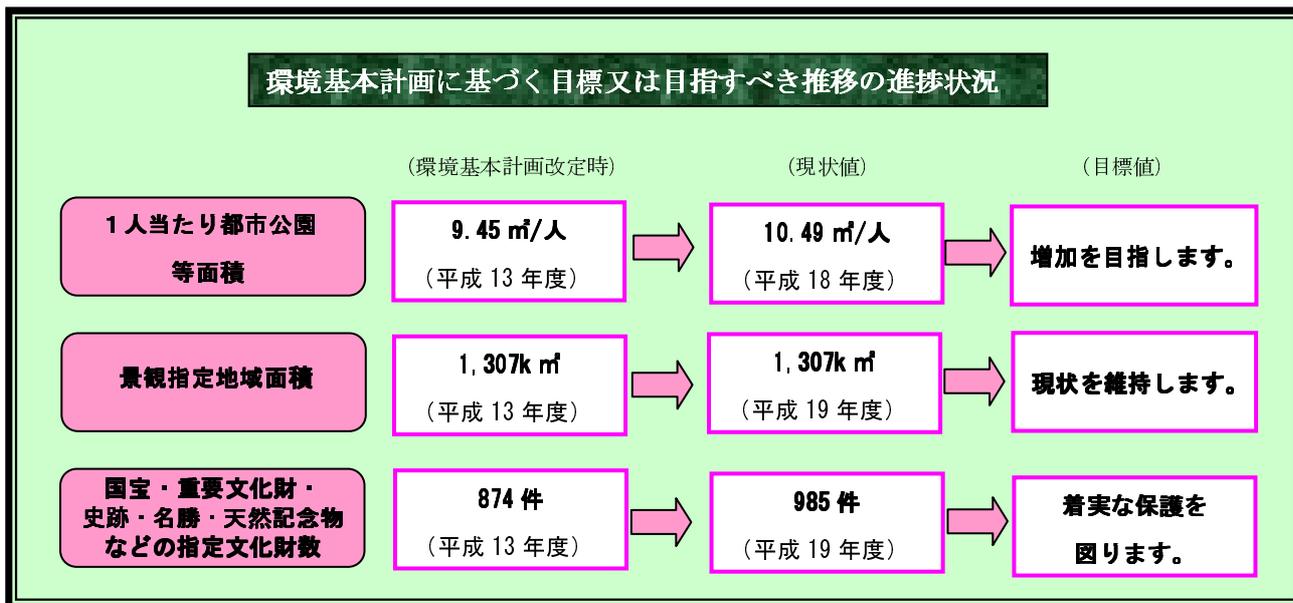
第15回景観づくり大賞 写真の部 最優秀賞 荒川 勇二さん

第15回
景観づくり大賞
写真の部
優秀賞
谷水 毅さん



県内にある数々の文化遺産のうち、国・県・市町の文化財に指定・登録等された数は約2,900件、周知の埋蔵文化財包蔵地が約16,000件と、いずれも全国的にもその登録件数が多くなっています。

この貴重な文化遺産を、県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに、県民の文化の向上に資するために整備・活用を進めていく必要があります。



施策の展開

1 身近な生き物やみどりとのふれあいの場となる農用地や里山林、都市公園などの保全と創造

(1) 農用地の保全

○ 農用地は、農作物の生産や水源かん養の機能、多様な生物が生息する空間としてみどりを保持し、県民にやすらぎを与える機能等を持っていることから、こうした機能を維持・増進するため、中山間地域では、集落等を単位とする地域ぐるみの持続的な農業生産活動を推進し、都市近郊では、みどり空間として地域ぐるみで計画的・集団的土地利用を図るなど、その保安全管理と有効利用を誘導します。



田んぼの中の生き物調査

(2) 里山林の保全

○ 都市周辺の森林において、緑豊かで良好な生活環境や自然環境の保全・形成に努めるとともに、手入れ不十分な里山林において、生物多様性の保全や鳥獣被害防止等を目的とした整備を行うほか、住民団体やNPO等の企画・立案による取組みなどを支援し、住民参加型の里山林の保全活動を促進します。

(3) まちのみどりの保全・創造

- 「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域の指定により、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図ります。
- 住区基幹公園、都市基幹公園等の重点的な整備や、風致地区、緑地保全地区の指定等により、都市域及び都市近郊における良好な生活環境の形成を推進します。
- 街路樹の植栽などによる道路緑化、法面における自然植生の回復等により、良好な道路環境の整備を推進します。

(4) 親水施設の整備

- 河川環境は、地域の自然、生活、文化等の形成に大きな役割を果たしていることから、その環境整備においては、それらの多面的な価値を十分活かし、長期的・広域的な視野に立った川づくりを推進します。
- 港湾、漁港、海岸の環境整備において、交流の促進、生活環境の向上等を目的とした緑地や親水施設等の整備を推進します。



親水性に配慮した整備 (御衣尾川)

2 ■ 瀬戸内の多島美、水とみどり豊かな田園景観など優れた景観の保全と創造
■ 貴重な文化財の活用と次世代への継承

(1) 自然景観の保全

- 世界遺産に指定された宮島、世界に誇る瀬戸内海の多島美、美しい森林や多くの農山村の集落景観を有する中国山地など県特有の豊かな自然景観を、各種条例や関連法規の適正な運用等により、守り、育て、次代へ継承することに努めます。



廿日市市宮島町 厳島港海岸 (県HPより)

(2) まちの景観の整備

- 「景観形成基本方針」に基づき、市町が主体となった景観対策を促進するとともに、公共事業等における周辺の景観との調和・統一に配慮した事業の推進等により、地域の景観特性を重視した景観の保全・創造を図ります。
- また、景観法の施行に伴い、同法に基づく市町主体の景観行政を促進します。

(3) 歴史的・文化的環境の保全

- 貴重な文化財の活用と次世代への継承を図るため、文化財の保存修理等に要する経費の助成、埋蔵文化財包蔵地の把握と調和など、文化財の保護を推進します。



戦後建築物初の重要文化財「世界平和記念聖堂」